

連合 労働相談通信

第82号

■ 2018年11月発行
■ 編集・発行：連合・非正規労働センター
■ tel 03-5295-0555 fax 03-5295-0547
■ e-mail:hiseiki@sv.rengo-net.or.jp

職場ハラスメント防止法を立法しよう！ ～世界から“ハラスメント天国・日本” と呼ばれないように～

弁護士 棗 一郎
日本労働弁護団幹事長

職場いじめの相談件数が、6年連続トップとなった。全国の労働局総合労働相談コーナーに寄せられた労働相談である。約25万件の相談のうち7万2000件。毎年、7万2000人の労働者が職場でパワー・ハラスメントの被害を受けているということであり、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントを入れたらもっと多いだろう。

パワーハラの被害を訴える訴訟や労働審判の件数も跳ね上がり、労働判例雑誌には毎号のようにパワーハラ・職場いじめ事件の判決が複数掲載される。毎年年末に行われている全国の労働事件担当裁判官の司法研修でも、パワーハラ事件の裁判・労働審判における審理、証拠調べのあり方について議論することになっており、裁判所も多数の訴えがあるパワーハラ事件の処理に苦慮している。

パワーハラによる精神疾患、自殺事件も多発している。もはや「職場ハラスメント防止法」の立法は一刻の猶予もない緊急の国民的課題である。そればかりか、職場のハラスメントの問題は世界的な課題であり、2019年6月のILO総会でハラスメントに関する新たな禁止条約が成立する見込みである。

ところが、日本政府は批准するつもりはなく、このテーマを議論している労働政策審議会雇用環境・均等分科会はハラスメント防止法の立法に向けて動く気配がない。連合の労働者側委員は必死に立法が必要だと訴えてい

るが、いつものごとく厚生労働省も使用者側も全くそのつもりはなく、ガイドライン程度でお茶を濁すつもりである。またしても、日本は世界のすう勢から取り残され、“職場ハラスメント天国・日本”的ままガラパゴス化していく。

政権や官庁のセクハラやLGBTの問題に対する意識の絶望的な低さが露呈しているが、パワーハラについても本気で対処するつもりがない。もはや労働側はなす術がないのか？

いや、そんなことはないはずである。使用者側でも心ある経営者の人たちも存在する。

“育メン・育ボス”的にハラスメント防止立法をめざしている経営者たちがいることを知って、心が救われた。行政官や与党の政治家にも心ある人はいるはずである。労働組合側も労働弁護士も、政労使の枠を超えてあらゆる立場の人たちと連携し連帯して、職場ハラスメント防止法の立法を求める運動を力強く進めていこう！

日々、全国の職場で生まれているハラスメントの被害者のことを思えば、我々労働側は立ち止まってなどいられない。日本労働弁護団では、立法を求めるネット署名を行っているので、ぜひ皆さんにもご協力いただきたい（<http://ur0.work/Mu9I>）。こういう時こそ、団結してガンバロー！！

